

○ 信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第七号）

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を削る。

改正後	改正前
<p>(登録等の申請) 第十二条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>〔項を削る。〕</p>	<p>(登録等の申請) 第十二条 〔同上〕</p> <p>2 〔同上〕</p> <p>3 令第七条第三項ただし書の規定により、現金をもって手数料を納める場合は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第一項の規定による申請等を行い、当該申請等により得られた納付情報により手数料を納付するものとする。</p> <p>(登録等の申請) 第五十一条の二 〔同上〕</p> <p>2 〔同上〕</p> <p>3 令第七条第三項ただし書の規定により現金をもって手数料を納める場合は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定による申請等を行い、当該申請等により得られた納付情報により手数料を納付するものとする。</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	